

平成17年11月18日

「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」(平成14年4月閣議決定)に基づく、所管省庁が行った平成16年度の指導監督の状況等の取りまとめ結果

民間法人化された特殊法人・認可法人については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)において、「役員人事、ディスクロージャー等に関する政府としての統一的な指導監督基準を策定すること」とされ、政府は、平成14年4月、「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」を閣議決定しました。

同閣議決定において、「所管官庁は、その所管する法人について、その設立根拠法等に基づく指導監督を行う場合には、本基準等に基づき適時・適切な指導監督を徹底することを基本とし、毎年度その指導監督の状況及び結果を公表するとともに、総務省は、公表されたものを取りまとめて整理すること」とされました。

今般、総務省行政管理局において、各所管官庁の平成16年度における法人への指導監督の状況等について各所管官庁が公表した内容について取りまとめましたので、別添のとおり公表するものです。

なお、民間法人化された特殊法人・認可法人については、「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において、「指導監督基準において、初回の見直しを平成17年度末までに行うこととされており、この見直しの際に、当該法律の改廃を含め、厳格な見直しを行う。特に、検査・検定関係法人については、民業圧迫の観点や検査・検定料の適正性の観点から一層厳しく見直す。」とされており、内閣官房を中心に、現在作業が進められております。

本件連絡先

総務省行政管理局独立行政法人総括担当 箕浦、古澤

TEL : 03-5253-5111(内2218、2219)

03-5253-5312(直)

FAX : 03-5253-5309

- 「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」(平成14年度閣議決定)に基づく、所管省庁が行った平成16年度の指導監督の状況等の取りまとめ結果(本文)(PDF)
- 「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」に基づく所管省庁の平成16年度の指導監督状況(別紙)(PDF)
- 「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」に基づく16年度の指導監督の状況(概要)(PDF)
- 特別の法律により設立される民間法人一覧(平成17年10月1日現在:36法人)(PDF)

「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」(平成14年4月閣議決定)に基づく、所管官庁が行った平成16年度の指導監督の状況等の取りまとめ結果

総務省行政管理局
平成17年11月

1 取りまとめの趣旨

民間法人化された特殊法人・認可法人については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)において、「役員人事、ディスクロージャー等に関する政府としての統一的な指導監督基準を策定する」こととされたのを受け、政府は、平成14年4月、「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)を閣議決定した。

指導監督基準において、「所管官庁は、その所管する法人について、その設立根拠法等に基づく指導監督を行う場合には、本基準等に基づき適時・適切な指導監督を徹底することを基本とし、毎年度その指導監督の状況及び結果を公表すること。また、総務省は、公表されたものを取りまとめて整理すること」とされた。

この資料は、総務省行政管理局において、各所管官庁の平成16年度における法人への指導監督の状況等について各所管官庁が公表した内容を取りまとめたものである。

なお、民間法人化された特殊法人・認可法人については、「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において、「指導監督基準において、初回の見直しを平成17年度末までに行うこととされており、この見直しの際に、当該法律の改廃を含め、厳格な見直しを行う。特に、検査・検定関係法人については、民業圧迫の観点や検査・検定料の適正性の観点から一層厳しく見直す。」とされており、内閣官房を中心に、現在作業が進められております。

2 取りまとめの概要

(1) 全体の概要

平成16年度において閣議決定に基づく指導監督の対象となるのは9省庁所管の36法人(平成17年3月末現在で設立されている法人)であるが、このうち、農林中央金庫については、所管の農林水産省が非公表としており、総務省行政管理局では、残る35法人に関する指導監督状況等の公表内容を取りまとめた。

農林中央金庫の指導監督状況を非公表としている理由については、農林水産省は次のように説明している。

(理由) 農林中央金庫法による指導監督実績はあるが、農林水産大臣が、他の民間金融機関との競争を考慮し、非公表としている。なお、指導監督基準に基づく指導実績はないため、公表していない。

所管省名	所管民間法人数	対象法人数
総務省	4	4
金融庁	1	1
警察庁	1	1
財務省	1	1
法務省	2	2
厚生労働省	11	11

農林水産省	5	5
経済産業省	9	8
国土交通省	3	3
合計	37	36

(注)経済産業省の全国中小企業団体中央会は、平成17年4月1日に民間法人化されたため、今回の取りまとめでは対象外。

(2) 指導監督の実施状況

法人に対する指導監督の実施状況及びその結果について、所管官庁の公表内容等を整理した結果は次のとおりである。

指導監督基準の充足状況

各法人の指導監督基準に該当する事項(以下「基準該当事項」という。)のうち指導監督基準を充足している事項(以下「充足事項」という。)の法人別の割合についてみると、

- ・75%以上の法人数 31法人
- ・50%以上75%未満の法人数 4法人

となっている。

また、充足事項数で見ると、全体で延べ1,320事項のうち1,200事項となっており、90.9%(15年度は83.9%)が指導監督基準を充足している。

未充足事項についての指導監督結果

基準該当事項のうち指導監督基準を充足していない事項(以下「未充足事項」という。)については、各所管官庁による指導監督の結果、全体で延べ231事項(35法人)のうち111事項(26法人、48.1%)が平成16年度において新たに指導監督基準を充足することとなった。

(3) 各基準別の指導監督等の状況

基準該当事項のうち、未充足事項について、平成16年度において所管官庁が実施した指導監督の状況は次のとおりである(詳細は別紙参照)。

事業に関する基準関係

未充足事項についての指導監督の結果、平成16年度において新たに基準を充足することとなった事項は、事務・事業の対価の額及び算定根拠のインターネット公表(5法人)、経常的事務事業は補助金等に依存しないこと(3法人)、対価を徴収する事務・事業と他の事業との区分経理等の実施(2法人)などとなっており、合計で延べ11事項(8法人)となっている。

指導監督基準の充足状況は、事務・事業の公正性担保措置(35法人、100%)、役職員の公正性担保措置(役職員の規律等)(35法人、100%)、経常的事務事業は補助金等に依存しないこと(34法人、97.1%)など、合計で延べ190事項(35法人、91.3%)となっている。

一方、指導監督基準の未充足状況は、対価を徴収する事務・事業と他の事業との区分経理等の実施(6法人、31.6%)、収支状況のインターネット公表(6法人、31.6%)、対価の額、算定根拠のインターネット公表(5法人、26.3%)など、合計で延べ18事項(9法人、8.7%)となっている。

機関（役員等）に関する基準関係

未充足事項についての指導監督の結果、平成 16 年度において新たに基準を充足することとなった事項は、監査役員の在任年齢規程の整備（14 法人）、評議員の在任年齢規程の整備（13 法人）、役員の在任年齢規程の整備（12 法人）、監査役員報酬規程等の公表（9 法人）などとなっており、合計で延べ 68 事項（22 法人）となっている。

指導監督基準の充足状況は、役員選任規程の整備（35 法人、100%）、役員の公正かつ自主的選任（35 法人、100%）、監査役員の理事非兼務（35 法人、100%）、役員会の成立要件、議決要件の整備（35 法人、100%）など、合計で延べ 486 事項（35 法人、85.1%）となっている。

一方、指導監督基準の未充足状況は、監査役員の在任年齢規程の整備（13 法人、40.6%）、評議員の在任年齢規程の整備（9 法人、39.1%）、外部監査役員の登用（10 法人、32.3%）、役員の在任年齢規程の整備（10 法人、31.3%）など、合計で延べ 85 事項（24 法人、14.9%）となっている。

財務及び会計に関する基準関係

未充足事項についての指導監督の結果、平成 16 年度において新たに基準を充足することとなった事項は、収支決算額 50 億円以上の場合の公認会計士監査の実施（3 法人）、企業会計原則の適用（1 法人）及び長期借入金の確実な返済計画の策定（1 法人）の延べ 5 事項（4 法人）となっている。

指導監督基準の充足状況は、引当金等の適正規模の確保（34 法人、100%）、余裕金の適切な運用（30 法人、100%）、引当金等の公表（32 法人、94.1%）などとなっており、合計で延べ 162 事項（35 法人、96.4%）となっている。

一方、指導監督基準の未充足状況は、収支決算額が 50 億円以上の場合の公認会計士監査の実施（3 法人、17.6%）、引当金等の公表（2 法人、5.9%）及び企業会計原則の適用（1 法人、5.3%）の延べ 6 事項（5 法人、3.6%）となっている。

株式の保有等に関する基準関係

未充足事項についての指導監督の結果、平成 16 年度において新たに基準を充足することとなった事項は、公益法人、株式会社等への基金拠出等の場合の事業報告書への記載（2 法人）の 2 事項となっている。

指導監督基準の充足状況は、株式会社等への基金拠出等の場合の事業報告書への記載（6 法人、85.7%）、公益法人、株式会社等への出資の適正な実施（5 法人、71.4%）及び公益法人、株式会社等への基金拠出の適正な実施（3 法人、60.0%）となっており、合計で延べ 14 事項（6 法人、73.7%）となっている。

一方、指導監督基準の未充足状況は、公益法人、株式会社等への基金拠出の適正な実施（2 法人、40.0%）、公益法人、株式会社等への出資の適正な実施（2 法人、28.6%）及び公益法人、株式会社等への基金拠出等の場合の事業報告書への記載（1 法人、14.3%）の延べ 5 事項（2 法人、26.3%）となっている。

情報公開に関する基準関係

未充足事項についての指導監督の結果、平成 16 年度において新たに基準を充足することとなった事項は、所管官庁における法人財務等情報のインターネット公表（8 法人）、所管官庁における法人情報のインターネット公表（5 法人）、制度的に独占等となっている事務・事業を行っている場合の事務事業の内容及び根拠法令のインターネット公表（5 法人）、役員に就いている退職公務員情報のインターネット公表（2 法人）などとなっており、合計で延べ 25 事項（11 法人）となっている。

指導監督基準の充足状況は、法人における財務等情報の備え付け（35 法人、100%）、法人における財務等情報のインターネット公表（35 法人、100%）、所管官庁における法人情報備え付け（35 法人、100%）、所管官庁における法人情報のインターネット公表（33 法人、94.3%）、所管官庁における法人財務等情報のインターネット公表（32 法人、91.4%）などとなっており、合計で延べ 348 事項（35 法人、98.3%）となっている。

一方、指導監督基準の未充足状況は、所管官庁における法人財務等情報のインターネット公表（3 法人、8.6%）、所管官庁における法人情報のインターネット公表（2 法人、5.7%）及び一覧表からの簡便なアクセスを可能とする措置（1 法人、2.9%）の延べ 6 事項（3 法人、1.7%）となっている。

「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」に基づく所管官庁の平成16年度の指導監督状況
所管官庁照会先

所管官庁名	整理 計画 関係 係	法人名	民間法人化 年月日	担当部局名	連絡先	所管官庁の公表ホームページアドレス
警察庁		自動車安全運転センター	平成15年10月1日	交通局交通企画課	03-3581-0141(内線5056)	http://www.npa.go.jp/syokan/koutsukikaku/home1.htm
金融庁		日本公認会計士協会	平成16年4月1日	総務企画局企業開示課	03-3506-6264	http://www.fsa.go.jp/koueki/koueki.html
総務省		日本消防検定協会	昭和62年1月1日	消防庁予防課	03-5253-7523	http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/minkan/pdf/minkan_02.pdf
		消防団員等公務災害補償等共済基金	平成9年4月1日	消防庁防災課	03-5253-7525	http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/minkan/pdf/minkan_01.pdf
		危険物保安技術協会	昭和62年1月1日	消防庁予防課 危険物保安室	03-5253-7524	http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/minkan/pdf/minkan_03.pdf
		日本行政書士会連合会	平成15年3月4日	自治行政局行政課	03-5253-5510	http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/minkan/pdf/minkan_04.pdf
法務省		日本司法書士会連合会	平成14年12月19日	民事局民事第二課	03-3580-4111(内線2437)	http://www.moj.go.jp/KANBOU/MINKAN/s-kantoku.pdf
		日本土地家屋調査士会連合会	平成15年8月1日	民事局民事第二課	03-3580-4111(内線2437)	http://www.moj.go.jp/KANBOU/MINKAN/c-kantoku.pdf
財務省		日本税理士会連合会	平成14年10月29日	国税庁長官官房総務課	03-3581-4161(内線3610)	http://www.nta.go.jp/category/zeirishi/rengou.htm
厚生労働省		社会保険診療報酬支払基金	平成15年10月1日	保険局保険課	03-5253-1111(内線3249)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/hoken.html
		建設業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111(内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111(内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		林業・木材製造業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111(内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111(内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		鉱業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111(内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		中央職業能力開発協会	平成10年7月1日	職業能力開発局能力評価課	03-5253-1111(内線5943)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/syokunou/siryo1.html
		中央労働災害防止協会	平成12年6月19日	安全衛生部計画課	03-5253-1111(内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		厚生年金基金連合会	平成14年4月1日	年金局企業年金国民年金基金課	03-5253-1111(内線3326)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/nenkin/siryo1.html
		石炭鉱業年金基金	平成14年12月13日	年金局企業年金国民年金基金課	03-5253-1111(内線3326)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/nenkin/siryo2.html
		全国社会保険労務士会連合会	平成15年3月31日	労働基準局労働保険徴収課	03-5253-1111(内線5161)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
農林水産省		農林中央金庫	昭和61年9月8日	経営局金融調整課	03-3502-8111(内線4397)	
		漁船保険中央会	平成14年4月1日	水産庁漁業保険課	03-3502-8111(内線7144)	http://www.maff.go.jp/tokuhou/list.htm
		全国農業会議所	平成14年4月1日	経営局構造改善課	03-3591-1389	http://www.maff.go.jp/tokuhou/list.htm
		全国農業協同組合中央会	平成14年4月1日	経営局協同組織課	03-3502-8111(内線4348)	http://www.maff.go.jp/tokuhou/list.htm
		全国漁業共済組合連合会	平成14年4月1日	水産庁漁業保険課	03-3502-8111(内線7144)	http://www.maff.go.jp/tokuhou/list.htm
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	昭和61年7月1日	中小企業庁事業環境部財務課	03-3501-5803	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a.ind.ex_05.html
		名古屋中小企業投資育成株式会社	昭和61年7月1日	中小企業庁事業環境部財務課	03-3501-5803	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a.ind.ex_06.html
		大阪中小企業投資育成株式会社	昭和61年7月1日	中小企業庁事業環境部財務課	03-3501-5803	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a.ind.ex_07.html
		高圧ガス保安協会	昭和61年10月1日	原子力安全・保安院保安課	03-3501-1706	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a.ind.ex_08.html
		日本電気計器検定所	昭和61年10月1日	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課	03-3501-1748	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a.ind.ex_09.html
		日本商工会議所	平成14年4月1日	経済産業政策局経済産業政策課	03-3501-1674	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a.ind.ex_10.html
		全国商工会連合会	平成14年4月1日	中小企業庁経営支援部経営支援課	03-3501-1763	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a.ind.ex_11.html
国土交通省		日本勤労者住宅協会	平成15年10月1日	住宅局住宅総合整備課	03-5253-8506	http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/torikumi.html#torikumi
		軽自動車検査協会	昭和62年10月1日	自動車交通局技術安全部技術企画課	03-5253-8590	http://www.mlit.go.jp/jidosha/roadtransport.htm
		日本小型船舶検査機構	昭和62年10月1日	海事局検査測度課	03-5253-8639	http://www.mlit.go.jp/kaiji/kaiji.html

(注) 厚生労働省の「厚生年金基金連合会」は平成17年10月1日から「企業年金連合会」に名称変更。

「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」に基づく所管官庁の平成16年度の指導監督状況

1 事業に関する基準

所管官庁名	整理計画関係	法人名	い(1)補助金等に依存しない	②①制度的独占の有無	か従たる事務・事業か否	有無	実態上独占は正措置の有無	無	独占弊害克服措置の有無	く②②制度的独占でない、実態上独占の有無	③対価の徴収の有無	有無	対価の額、算定根拠のインナーネット公表の有無	区分経理等の有無	収支状況のインナーネット公表の有無	化(4)検査等の基準の明確	透明性確保	(5)外注先選定における	担保措置	(6)事務・事業の公正性	定	役員員の公正性担保規	果、充足の有無	16年度の指導の結果、充足した事項(16)数	16年度の指導の結果、充足した事項
警察庁	◎	自動車安全運転センター	○	有	○	○	○	—	—	有	○	⑬	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	有	1	1
金融庁	◎	日本公認会計士協会	○	有	—	—	○	—	—	有	⑬	△	△	○	—	○	○	○	○	○	○	○	有	1	1
総務省		日本消防検定協会	○	—	—	—	—	—	—	有	⑮	⑮	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
		消防団員等公務災害補償等共済基金	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
		危険物保安技術協会	○	—	—	—	—	—	—	有	⑮	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
	◎	日本行政書士会連合会	○	有	○	○	○	—	—	有	△	△	△	○	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
法務省	◎	日本司法書士会連合会	○	有	—	—	○	—	—	有	△	△	△	○	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	○	有	—	—	○	—	—	有	△	△	△	○	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
財務省	◎	日本税理士会連合会	○	有	—	—	○	—	—	有	⑮	×	×	○	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	○	—	—	—	—	有	○	有	⑮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
		建設業労働災害防止協会	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
		林業・木材製造業労働災害防止協会	⑬	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	有	1	1
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	⑬	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	有	1	1
		鉱業労働災害防止協会	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
		中央職業能力開発協会	⑬	—	—	—	—	有	○	有	⑬	○	⑬	○	—	○	○	○	○	○	○	○	有	3	3
		中央労働災害防止協会	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
	◎	厚生年金基金連合会	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
	◎	石炭鉱業年金基金	○	有	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
◎	全国社会保険労務士会連合会	○	有	○	○	○	—	—	有	△	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0	
農林水産省		農林中央金庫																					—	—	—
	◎	漁船保険中央会	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
	◎	全国農業会議所	○	—	—	—	—	—	—	有	⑭	⑭	⑭	—	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
	◎	全国農業協同組合中央会	○	—	—	—	—	—	—	有	⑮	○	△	○	—	○	○	○	○	○	○	○	有	1	1
	◎	全国漁業共済組合連合会	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
		名古屋中小企業投資育成株式会社	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
		大阪中小企業投資育成株式会社	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
		高圧ガス保安協会	○	—	—	—	—	有	○	有	⑮	⑭	⑭	○	—	○	○	○	○	○	○	○	有	1	1
		日本電気計器検定所	○	有	○	○	○	有	○	有	⑮	⑮	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	有	2	2
	◎	日本商工会議所	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
	◎	全国商工会連合会	○	—	—	—	—	—	—	有	⑭	⑭	⑭	—	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
◎	日本弁理士会	○	有	○	○	○	—	—	有	×	×	×	—	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0	
国土交通省	◎	日本勤労者住宅協会	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
		軽自動車検査協会	○	—	—	—	—	—	—	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
		日本小型船舶検査機構	○	有	○	○	○	—	—	有	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0	0
合 計			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	11	
指導監督基準の充足状況等	16年度の指導の結果、充足した法人数		3	—	0	0	0	—	0	—	5	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	11	11
	指導監督基準充足状況(法人数)		34	—	6	6	11	—	4	—	14	13	13	15	4	35	35	—	—	—	—	—	—	190	190
	指導監督基準充足状況(充足率(%))		97.1	—	100.0	100.0	100.0	—	100.0	—	73.7	68.4	68.4	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	91.3	91.3
	指導監督基準未充足状況(法人数)		1	—	0	0	0	—	0	—	5	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	18	18
指導監督基準未充足状況(未充足率(%))		2.9	—	0.0	0.0	0.0	—	0.0	—	26.3	31.6	31.6	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	—	—	—	8.7	8.7	

【凡例】「-」は基準非該当、「○」は従前より基準充足、「⑭」は14FU時点で指導済み・基準充足、「⑮」は15FU時点で指導済み・基準充足、「⑯」は16FU時点で指導済み・基準充足、「△」は指導済み・基準未充足、「×」は未指導・基準未充足を示す。

「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」に基づく所管官庁の平成16年度の指導監督状況

所管官庁名	整理合理化計画関係	法人名	(1) 補助金等に依存しない	(2) ①制度的独占の有無	か従たる事務・事業か否	有無	実態上独占是正措置の有無	無	独占弊害克服措置の有無	無	(2) ②制度的独占でなく、実態上独占の有無	無	独占弊害克服措置の有無	(3) 対価の徴収の有無	有無	対価の額、算定根拠のインターネット公表の有無	区分経理等の有無	ネット公表の有無	取支状況のインターネット公表の有無	(4) 検査等の基準の明確化	(5) 外注先選定における透明性確保	(6) 事務・事業の公正性担保措置	定	役員員の公正性担保規定	果、充足の有無	16年度の指導の結果、充足の有無	果、充足した事項(16)数	16年度の指導の結果、充足した事項	

(注) 指導監督基準充足状況(充足率(%)) = $(○ + ⑭ + ⑮ + ⑯) \div (○ + ⑭ + ⑮ + ⑯ + \Delta + \times) \times 100$
 指導監督基準未充足状況(未充足率(%)) = $(\Delta + \times) \div (○ + ⑭ + ⑮ + ⑯ + \Delta + \times) \times 100$

「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」に基づく所管官庁の平成16年度の指導監督状況

2 機関（役員等）に関する基準

所管官庁名	整理 計画 関係 係	法人名	(1)役員選任規程の有無	役員選任方法の適正性	在任年齢規程の有無	無役員に占める所管官庁出身者の割合充足の有無	同一業界関係者の割合充足の有無	共益的業務の場合における外部役員の場合の有無	役員報酬支給基準の有無	役員報酬等規程の公表の有無	役員会の成立要件、議決要件の有無	(2)外部監査役員（関係府省以外の者）の有無	監査役員の理事非兼務の有無	在任年齢規程の有無	無監査役員報酬規程の有無	公表の有無	監査役員報酬等規程の有無	(3)社会的法人の総会における成立要件、議決要件の有無	(4)評議員会における評価の有無	評議員会構成メンバーの公正な選任	評議員の役員非兼務の有無	在任年齢規定の有無	評議員会の成立要件、議決要件の有無	16年度の指導の結果、充足の有無	16年度の指導の結果、充足した事項数(16)	16年度の指導の結果、充足した事項数(16)	
警察庁	◎	自動車安全運転センター	○	○	○	△	△	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	有	1
金融庁	◎	日本公認会計士協会	○	○	—	○	—	△	—	—	○	△	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0
総務省		日本消防検定協会	○	○	⑮	⑮	—	—	○	○	×	○	⑮	○	○	○	○	—	⑮	○	○	⑮	○	○	有	2	
		消防団員等公務災害補償等共済基金	○	○	⑮	○	—	—	○	⑮	○	×	○	⑮	○	⑮	○	—	○	○	⑮	○	○	⑮	○	無	0
		危険物保安技術協会	○	○	⑮	○	—	—	○	⑮	○	×	○	⑮	○	⑮	○	—	○	○	⑮	○	○	⑮	○	有	3
	◎	日本行政書士会連合会	○	○	△	○	—	○	△	△	○	△	○	△	△	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△	無	0
法務省	◎	日本司法書士会連合会	○	○	△	○	—	△	○	⑮	○	△	○	△	○	⑮	○	○	△	△	△	△	△	△	△	有	2
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	○	○	△	○	—	△	○	△	○	△	○	△	○	⑮	○	○	△	△	△	△	△	△	△	有	1
財務省	◎	日本税理士会連合会	○	○	—	○	—	⑮	—	—	○	△	○	—	—	—	○	△	○	○	○	—	△	△	無	0	
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	○	○	△	○	—	—	○	○	○	—	○	△	○	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	無	0
		建設業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	—	⑭	○	⑮	○	○	○	⑮	○	⑮	○	○	○	○	○	⑮	⑮	⑮	有	4	
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	—	○	○	⑮	○	○	○	⑮	○	⑮	○	○	○	○	○	⑮	⑮	⑮	有	4	
		林業・木材製造業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	—	○	○	⑮	○	○	○	⑮	○	⑮	○	○	○	○	○	⑮	⑮	⑮	有	3	
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	—	○	○	⑮	○	○	○	⑮	○	⑮	○	○	○	○	○	⑮	⑮	⑮	有	6	
		鉱業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	—	○	○	⑮	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	⑮	有	7	
		中央職業能力開発協会	○	○	⑮	○	○	—	○	○	○	×	○	⑮	○	○	○	○	○	○	○	⑮	⑮	⑮	有	3	
		中央労働災害防止協会	○	○	⑮	○	○	—	○	⑮	○	○	○	⑮	○	⑮	○	○	○	○	○	⑮	⑮	⑮	有	3	
	◎	厚生年金基金連合会	○	○	⑭	○	○	—	○	○	○	○	○	⑮	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	○	有	1
	◎	石炭鉱業年金基金	○	○	⑭	○	○	—	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	無	0
◎	全国社会保険労務士会連合会	○	○	△	○	—	○	△	△	○	△	○	△	—	—	○	△	△	△	△	△	△	△	△	無	0	
農林水産省		農林中央金庫																							—	—	
	◎	漁船保険中央会	○	○	×	○	—	○	○	×	○	⑭	○	×	○	×	○	—	—	—	—	—	—	—	無	0	
	◎	全国農業会議所	○	○	×	○	—	○	△	○	—	○	×	○	△	○	—	—	—	—	—	—	—	—	無	0	
	◎	全国農業協同組合中央会	○	○	○	○	—	○	×	○	○	○	×	○	×	○	—	—	—	—	—	—	—	—	無	0	
	◎	全国漁業共済組合連合会	○	○	×	○	—	○	×	○	○	○	×	○	×	○	—	—	—	—	—	—	—	—	無	0	
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	○	—	⑮	⑮	○	○	○	⑮	⑮	⑮	—	—	—	—	—	—	—	—	有	5	
		名古屋中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	○	—	⑮	⑮	○	○	○	⑮	⑮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	有	4	
		大阪中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	○	—	⑮	⑮	○	○	○	⑮	⑮	—	—	—	—	—	—	—	—	—	有	4	
		高圧ガス保安協会	○	○	⑮	○	○	—	○	⑮	○	○	○	⑮	○	⑮	—	○	○	○	○	⑮	⑮	⑮	有	4	
		日本電気計器検定所	○	○	⑮	○	○	—	○	⑮	○	○	○	⑮	○	⑮	—	○	○	○	○	⑮	⑮	⑮	有	5	
	◎	日本商工会議所	○	○	×	○	○	—	×	×	○	—	○	×	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	無	0	
	◎	全国商工会連合会	○	○	⑮	○	○	—	○	△	○	—	○	×	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	有	1	
	◎	日本弁理士会	○	○	—	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	⑮	⑮	有	1	
国土交通省	◎	日本勤労者住宅協会	○	○	△	○	○	—	○	△	○	○	○	△	○	△	—	○	○	○	○	△	△	△	無	0	
		軽自動車検査協会	○	○	⑮	⑮	△	—	○	⑭	○	○	○	⑮	○	⑭	—	○	○	○	⑮	⑮	⑮	有	3		
		日本小型船舶検査機構	○	○	⑮	⑭	⑮	—	○	○	○	○	○	⑮	○	○	—	○	○	○	⑮	⑮	⑮	有	1		
合計			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22	68	
指導監督基準の充足状況等	16年度の指導の結果、充足した法人数		0	0	12	0	0	0	3	7	1	0	0	14	4	9	0	0	0	0	0	13	5			68	
	指導監督基準充足状況（法人数）		35	35	22	34	14	13	29	22	35	21	35	19	29	23	22	21	22	20	14	21			486		
	指導監督基準充足状況（充足率（%））		100.0	100.0	68.8	97.1	87.5	81.3	90.6	68.8	100.0	67.7	100.0	59.4	96.7	76.7	100.0	84.0	88.0	80.0	60.9	84.0			85.1		
	指導監督基準未充足状況（法人数）		0	0	10	1	2	3	3	10	0	10	0	13	1	7	0	4	3	5	9	4			85		
	指導監督基準未充足状況（未充足率（%））		0.0	0.0	31.3	2.9	12.5	18.8	9.4	31.3	0.0	32.3	0.0	40.6	3.3	23.3	0.0	16.0	12.0	20.0	39.1	16.0			14.9		

【凡例】 「-」は基準非該当、「○」は従前より基準充足、「⑭」は14FU時点で指導済み・基準充足、「⑮」は15FU時点で指導済み・基準充足、「⑯」は16FU時点で指導済み・基準充足、「△」は指導済み・基準未充足、「×」は未指導・基準未充足を示す。
 (注) 指導監督基準充足状況(充足率(%))=(○+⑭+⑮+⑯)÷(○+⑭+⑮+⑯+△+×)×100
 指導監督基準未充足状況(未充足率(%))=(△+×)÷(○+⑭+⑮+⑯+△+×)×100

「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」に基づく所管官庁の平成16年度の指導監督状況

3 財務及び会計に関する基準

所管官庁名	整理計画関係係	法人名	(1) 有無 の(1) 企業 無 会計 原則の 適用	適 用 度 他 会 計 処 理 基 準 の	(2) 余 裕 金 の 適 切 な 運 用	返 済 計 画 (3) 長 期 借 入 金 の 確 実 な	(4) 引 当 金 等 の 適 正 規 模	引 当 金 等 の 公 表 の 有 無	監 査 の 有 無 (5) 収 支 決 算 額 5 0 億 以 上 の 場 合 の 公 認 会 計 士	果、1 6 年 度 の 指 導 の 結 果、 充 足 の 有 無	果、1 6 年 度 の 指 導 の 結 果、 充 足 し た 事 項 の 数
警察庁		自動車安全運転センター		-						有	1
金融庁		日本公認会計士協会	-		-	-			-	無	0
総務省		日本消防検定協会		-		-			-	無	0
		消防団員等公務災害補償等共済基金			-	-			x	無	0
		危険物保安技術協会		-		-			-	無	0
		日本行政書士会連合会	-						-	無	0
法務省		日本司法書士会連合会	-						-	有	1
		日本土地家屋調査士会連合会	-			-			-	無	0
財務省		日本税理士会連合会	-		-				-	無	0
厚生労働省		社会保険診療報酬支払基金		-		-				無	0
		建設業労働災害防止協会	-			-				無	0
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	-			-			-	無	0
		林業・木材製造業労働災害防止協会	-			-			-	無	0
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	-			-			-	無	0
		鉱業労働災害防止協会	-			-			-	無	0
		中央職業能力開発協会		-		-			-	無	0
		中央労働災害防止協会	-			-				無	0
		厚生年金基金連合会		-		-				無	0
		石炭鉱業年金基金		-		-				無	0
	全国社会保険労務士会連合会	-						-	無	0	
農林水産省		農林中央金庫								-	-
		漁船保険中央会		-					-	無	0
		全国農業会議所		-					-	無	0
		全国農業協同組合中央会					-	-	-	無	0
		全国漁業共済組合連合会		-					-	無	0
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社		-		-				無	0
		名古屋中小企業投資育成株式会社		-						無	0
		大阪中小企業投資育成株式会社		-						無	0
		高压ガス保安協会		-		-				無	0
		日本電気計器検定所				-				有	1
		日本商工会議所	-			-				無	0
		全国商工会連合会	-			-		x		無	0
	日本弁理士会	-		-	-				無	0	
国土交通省		日本勤労者住宅協会			-					有	2
		軽自動車検査協会				-				無	0
		日本小型船舶検査機構				-			-	無	0
合 計			-	-	-	-	-	-	-	4	5
指導監督基準の 充足状況等	16年度の指導の結果、充足した法人数		1	0	0	1	0	0	3	計	5
	指導監督基準充足状況(法人数)		19	21	30	12	34	32	14		162
	指導監督基準充足状況(充足率(%))		95.0	100.0	100.0	100.0	100.0	94.1	82.4		96.4
	指導監督基準未充足状況(法人数)		1	0	0	0	0	2	3		6
	指導監督基準未充足状況(未充足率(%))		5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	17.6		3.6

【凡例】「-」は基準非該当、「○」は従前より基準充足、「⑭」は14FU時点で指導済み・基準充足、「⑮」は15FU時点で指導済み・基準充足、「⑯」は16FU時点で指導済み・基準充足、「△」は指導済み・基準未充足、「×」は未指導・基準未充足を示す。

(注) 指導監督基準適合状況(適合率(%)) = (○+⑭+⑮+⑯) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+△+×) × 100
指導監督基準非適合状況(非適合率(%)) = (△+×) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+△+×) × 100

「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」に基づく所管官庁の平成16年度の指導監督状況

4 株式の保有等に関する基準

所管官庁名	整理計画関係	法人名	(1) 提出の公益法人等への基金	有無 公益法人等への出資の有無	(2) 事業報告書への記載の有無	果16年度の指導の有無の結果	果16年度の指導した事項の数の結果
警察庁		自動車安全運転センター	-	-	-	無	0
金融庁		日本公認会計士協会	-	-	-	無	0
総務省		日本消防検定協会	-	-	-	無	0
		消防団員等公務災害補償等共済基金	-	-	-	無	0
		危険物保安技術協会	-	-	-	無	0
		日本行政書士会連合会	-	-	-	有	1
法務省		日本司法書士会連合会	-	-	-	無	0
		日本土地家屋調査士会連合会	-	-	-	無	0
財務省		日本税理士会連合会	-	-	-	無	0
厚生労働省		社会保険診療報酬支払基金	-	-	-	無	0
		建設業労働災害防止協会	-	-	-	無	0
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	-	-	-	無	0
		林業・木材製造業労働災害防止協会	-	-	-	無	0
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	-	-	-	無	0
		鉱業労働災害防止協会	-	-	-	無	0
		中央職業能力開発協会	-	-	-	無	0
		中央労働災害防止協会	-	-	-	無	0
		厚生年金基金連合会	-	-	-	無	0
		石炭鉱業年金基金	-	-	-	無	0
	全国社会保険労務士会連合会	-	-	-	無	0	
農林水産省		農林中央金庫	-	-	-	-	-
		漁船保険中央会	-	-	-	無	0
		全国農業会議所	-	-	-	無	0
		全国農業協同組合中央会	-	-	-	無	0
		全国漁業共済組合連合会	-	-	-	無	0
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	-	-	-	無	0
		名古屋中小企業投資育成株式会社	-	-	-	有	1
		大阪中小企業投資育成株式会社	-	-	-	無	0
		高压ガス保安協会	-	-	-	無	0
		日本電気計器検定所	-	-	-	無	0
		日本商工会議所	-	-	-	無	0
		全国商工会連合会	-	-	-	無	0
	日本弁理士会	-	-	-	無	0	
国土交通省		日本勤労者住宅協会	-	-	-	無	0
		軽自動車検査協会	-	-	-	無	0
		日本小型船舶検査機構	-	-	-	無	0
合計			-	-	-	2	2
指導監督基準の充足状況等		16年度の指導の結果、充足した法人数	0	0	2	計	2
		指導監督基準充足状況（法人数）	3	5	6		14
		指導監督基準充足状況（充足率（％））	60.0	71.4	85.7		73.7
		指導監督基準未充足状況（法人数）	2	2	1		5
		指導監督基準未充足状況（未充足率（％））	40.0	28.6	14.3		26.3

【凡例】「-」は基準非該当、「○」は従前より基準充足、「⑭」は14FU時点で指導済み・基準充足、「⑮」は15FU時点で指導済み・基準充足、「⑯」は16FU時点で指導済み・基準充足、「△」は指導済み・基準未充足、「×」は未指導・基準未充足を示す。

「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」に基づく所管官庁の平成16年度の指導監督状況

所管官庁名	整理 計画 関係	法人名	(1) 提出の有無 の公益法人等への基金	有無 公益法人等への出資の	(2) 有無 の事業報告書への記載	果、16年度の指導の有無の結	果、16年度の指導の結 ～数 ～事 ～項 ～結
-------	----------------	-----	-------------------------	------------------	----------------------	----------------	-------------------------------------

(注) 指導監督基準充足状況(充足率(%)) = $(\text{○} + \text{⑭} + \text{⑮} + \text{⑯}) \div (\text{○} + \text{⑭} + \text{⑮} + \text{⑯} + \Delta + \times) \times 100$
 指導監督基準未充足状況(未充足率(%)) = $(\Delta + \times) \div (\text{○} + \text{⑭} + \text{⑮} + \text{⑯} + \Delta + \times) \times 100$

「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」に基づく所管官庁の平成16年度の指導監督状況

5 情報公開に関する基準

所管官庁名	整理合理化計画関係	法人名	(1)法人の情報備え付けの有無	一般への閲覧に供しているか	インターネット公表の有無	(2)所管省の情報備え付けの有無	一般への閲覧の有無	公表の有無	インターネットによる公表の有無	インターネットアクセスのための措置	(3)法人情報インターネット公表(業務財務)	根拠法令(事務事業の内容及び額等)	(4)退職公務員の状況等の公表の有無	子会社等への退職者の公表の有無	16年度の指導の結果	16年度の指導の結果	16年度の指導の結果	16年度の指導の結果	指導監督基準の充足状況等				
																			状況(事項数)	指導監督基準充足	指導監督基準未充足	率	
警察庁		自動車安全運転センター													-	無	0	有	3	43	95.6	2	4.4
金融庁		日本公認会計士協会													-	有	6	有	7	29	87.9	4	12.1
総務省		日本消防検定協会													-	無	0	有	2	36	97.3	1	2.7
		消防団員等公務災害補償等共済基金													-	無	0	無	0	32	94.1	2	5.9
		危険物保安技術協会													-	有	1	有	4	36	97.3	1	2.7
		日本行政書士会連合会													-	無	0	有	1	34	72.3	13	27.7
法務省		日本司法書士会連合会													-	有	4	有	7	28	68.3	13	31.7
		日本土地家屋調査士会連合会													-	有	4	有	5	28	68.3	13	31.7
財務省		日本税理士会連合会													-	無	0	無	0	29	85.3	5	14.7
厚生労働省		社会保険診療報酬支払基金													-	無	0	無	0	32	91.4	3	8.6
		建設業労働災害防止協会													-	無	0	有	4	38	100.0	0	0.0
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会													-	有	1	有	5	37	100.0	0	0.0
		林業・木材製造業労働災害防止協会													-	無	0	有	4	37	100.0	0	0.0
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会													-	有	1	有	8	37	100.0	0	0.0
		鉱業労働災害防止協会													-	無	0	有	7	36	97.3	1	2.7
		中央職業能力開発協会													-	無	0	有	6	41	97.6	1	2.4
		中央労働災害防止協会													-	無	0	有	3	38	100.0	0	0.0
		厚生年金基金連合会													-	無	0	有	1	35	92.1	3	7.9
		石炭鉱業年金基金													-	無	0	無	0	37	94.9	2	5.1
	全国社会保険労務士会連合会													-	無	0	無	0	32	74.4	11	25.6	
農林水産省		農林中央金庫													-	-	-	-	-	-	-	-	-
		漁船保険中央会													-	無	0	無	0	28	87.5	4	12.5
		全国農業会議所													-	無	0	無	0	30	88.2	4	11.8
		全国農業協同組合中央会													-	無	0	有	1	30	78.9	8	21.1
		全国漁業共済組合連合会													-	無	0	無	0	28	87.5	4	12.5
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社													-	有	1	有	6	34	100.0	0	0.0
		名古屋中小企業投資育成株式会社													-	有	1	有	6	34	100.0	0	0.0
		大阪中小企業投資育成株式会社													-	有	1	有	5	35	100.0	0	0.0
		高圧ガス保安協会													-	有	3	有	8	43	97.7	1	2.3
		日本電気計器検定所													-	有	2	有	10	45	100.0	0	0.0
		日本商工会議所													-	無	0	無	0	27	87.1	4	12.9
		全国商工会連合会													-	無	0	有	1	27	84.4	5	15.6
国土交通省		日本勤労者住宅協会													-	無	0	有	2	28	77.8	8	22.2
		軽自動車検査協会													-	無	0	有	3	38	92.7	3	7.3
		日本小型船舶検査機構													-	無	0	有	1	43	100.0	0	0.0
合計			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	25	26	111	1,200	90.9	120	9.1	
指導監督基準の充足状況等	16年度の指導の結果、充足した法人数		0	2	5	0	0	1	1	8	5	1	2	0	計	25	合計	111	1,200	90.9	120	9.1	
	指導監督基準充足状況(法人数)		35	35	35	35	35	33	34	32	21	16	34	3									
	指導監督基準充足状況(充足率(%))		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	94.3	97.1	91.4	100.0	100.0	100.0	0									
	指導監督基準未充足状況(法人数)		0	0	0	0	0	2	1	3	0	0	0	0									
	指導監督基準未充足状況(未充足率(%))		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.7	2.9	8.6	0.0	0.0	0.0	0.0									

【凡例】「-」は基準非該当、「○」は従前より基準充足、「⑬」は14FU時点で指導済み・基準充足、「⑭」は15FU時点で指導済み・基準充足、「⑮」は16FU時点で指導済み・基準充足、「△」は指導済み・基準未充足、「×」は未指導・基準未充足を示す。

「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」に基づく所管官庁の平成16年度の指導監督状況

所管官庁名	整理合理化計画関係	法人名	(1) 法人の情報備え付けの有無	一般の閲覧に供しているか	インターネット公表の有無	(2) 所管省の情報備え付けの有無	一般への供覧の有無	公表の有無	インターネットのための措置	インターネットアクセス	(3) 法人情報インターネット公表(業務財務)	(4) 退職公務員の状況等の公表の有無	補助金等の名称、金額等	(5) 事務事業の内容及び根拠法令	16年度の指導の結果	16年度の指導の結果(充足した事項数)	16年度の指導の結果(充足した事項数)	16年度の指導の結果(充足した事項数)	指導監督基準の充足状況等		
																			指導監督基準充足状況(事項数)	指導監督基準充足状況(充足率)	指導監督基準未充足状況(未充足率)

(注) 指導監督基準充足状況(充足率(%)) = $(O + (14) + (15) + (16)) \div (O + (14) + (15) + (16) + \Delta + \times) \times 100$
 指導監督基準未充足状況(未充足率(%)) = $(\Delta + \times) \div (O + (14) + (15) + (16) + \Delta + \times) \times 100$

「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」
に基づく 16 年度の指導監督の状況（概要）

総務省行政管理局
平成 17 年 11 月

1 取りまとめの趣旨

民間法人化された特殊法人・認可法人については、「指導監督基準」に基づき、所管官庁が指導監督を徹底し、毎年度その状況・結果を公表することとされている。

この資料は、「指導監督基準」に基づく平成 16 年度の指導監督の状況等について各所管官庁の公表内容を取りまとめたもの。

2 平成 16 年度における指導監督の状況等

(1) 対象法人

平成 16 年度末現在設立されている 36 法人

うち、農林中央金庫については、所管の農林水産省が非公表としているため、取りまとめ対象は 35 法人となっている。

(2) 指導監督の実施状況

指導監督基準の充足状況

平成 16 年度末現在で、基準該当事項の 90.9% (昨年度 83.9%) が指導監督基準を充足 (1,320 事項のうち 1,200 事項)

このうち、平成 16 年度の指導監督の結果、新たに基準を充足した事項は 111 事項

法人別に見ると、35 法人中 31 法人は基準該当事項の 75% 以上が基準を充足 (うち 10 法人は充足率 100%)

75% 未満の 4 法人は、いずれも認可法人から民間法人化された「土業団体」

未充足事項の状況

役員等の在任年齢規程の整備や外部監査役員の登用が行われていないなど、24 法人のべ 85 事項が未充足。

手数料等の対価徴収事務について、区分経理の実施、収支状況の公表、対価の額及び算定根拠の公表などについて 9 法人のべ 18 事項が未充足。

公認会計士監査や引当金等の公表など、5 法人のべ 6 事項が未充足。

所管官庁による法人財務情報や法人情報のインターネット公表について、3 法人のべ 6 事項が未充足。

特別の法律により設立される民間法人一覧（平成17年10月1日現在：37法人）

○特殊法人（10法人）	民間法人化年月日		民間法人化年月日
（総務省 2）		（法務省 2）	
日本消防検定協会	昭和62年1月1日	◎ 日本司法書士会連合会	平成14年12月19日
消防団員等公務災害補償等共済基金	平成9年4月1日	◎ 日本土地家屋調査士会連合会	平成15年8月1日
（厚生労働省 1）		（厚生労働省 10）	
◎ 社会保険診療報酬支払基金	平成15年10月1日	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	平成元年7月18日
		建設業労働災害防止協会	平成元年7月18日
（農林水産省 1）		林業・木材製造業労働災害防止協会	平成元年7月18日
農林中央金庫	昭和61年9月8日	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	平成元年7月18日
（経済産業省 5）		鉱業労働災害防止協会	平成元年7月18日
東京中小企業投資育成株式会社	昭和61年7月1日	中央職業能力開発協会	平成10年7月1日
名古屋中小企業投資育成株式会社	昭和61年7月1日	◎ 中央労働災害防止協会	平成12年6月19日
大阪中小企業投資育成株式会社	昭和61年7月1日	◎ 企業年金連合会	平成14年4月1日
高压ガス保安協会	昭和61年10月1日	◎ 石炭鉱業年金基金	平成14年12月13日
日本電気計器検定所	昭和61年10月1日	◎ 全国社会保険労務士会連合会	平成15年3月31日
（国土交通省 1）		（農林水産省 4）	
◎ 日本勤労者住宅協会	平成15年10月1日	◎ 漁船保険中央会	平成14年4月1日
		◎ 全国農業会議所	平成14年4月1日
○認可法人（27法人）		◎ 全国農業協同組合中央会	平成14年4月1日
（警察庁 1）		◎ 全国漁業共済組合連合会	平成14年4月1日
◎ 自動車安全運転センター	平成15年10月1日	（経済産業省 4）	
		◎ 日本商工会議所	平成14年4月1日
（金融庁 1）		◎ 全国商工会連合会	平成14年4月1日
◎ 日本公認会計士協会	平成16年4月1日	◎ 日本弁理士会	平成14年8月29日
		◎ 全国中小企業団体中央会	平成17年4月1日
（総務省 2）		（国土交通省 2）	
危険物保安技術協会	昭和62年1月1日	軽自動車検査協会	昭和62年10月1日
◎ 日本行政書士会連合会	平成15年3月4日	日本小型船舶検査機構	昭和62年10月1日
（財務省 1）			
◎ 日本税理士会連合会	平成14年10月29日		

（注1）◎は、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）関連事項。

（注2）製品安全協会（経済産業省所管）は、民間法人化（昭和61年10月1日）後、更に財団法人に移行（平成12年12月1日）。

（注3）郵便貯金振興会（総務省所管）は、民間法人化（昭和61年7月30日）後、更に財団法人に移行（平成15年4月1日）。

（注4）企業年金連合会（厚生労働省所管）は、厚生年金基金連合会から名称変更（平成17年10月1日）。